

令和6年度第2回米子市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日 時：令和7年1月10日（金）午後6時30分から午後8時30分

開催場所：米子市福祉保健総合センター 中会議室3

1 開会・会議の成立（午後6時30分）

＜事務局＞

・開会

・全12名委員のうち、7名の委員の出席を確認、過半数の委員の出席により会議が成立していることを報告。（出席：佐々木修治、仁科祐子、前田浩寿、土中伸樹、永見忠志、石田良太、生島唯）

2 課長あいさつ【省略】

3 議 題

（委員長）

＜会議の公開について諮り、会議で了承。＞

（1）米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正及び今後の対応について

（仁科委員長）

それでは、議題に入ります。議題1「米子市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正及び今後の対応について」事務局から説明をお願いします。

（事務局：矢野係長）

資料1をお手元にご準備ください。本件は6月に開催した令和6年度第1回米子市地域包括支援センター協議会においてご説明させていただいた内容に関連するものです。

地域包括支援センターの職員配置が全国的に困難になりつつあるということを踏まえ、国の方で基準緩和の法改正が行われました。これに伴い本市の基準条例についても先般改正をさせていただいたところですが、今後の運用について本日委員の皆様にご提案させていただきます。

はじめに1ページ目、振り返りも兼ねて改正の概要をご説明させていただきます。センターの職員の員数について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法の適用を可能とするということ。それから、センターに配置される三職種職員のうち「保健師に準ず

る者」の要件及び「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件の変更。それから、三職種職員について、複数圏域の第1号被保険者数を合算して3職種を配置することを可能とする（柔軟配置）こと。こちらについては別添配布している国の資料が参考になるかと思うので、そちらをご覧ください。最後に、「保健師に準ずる者」の要件についての経過措置の設定です。

続いて2ページ目、「保健師に準ずる者」の要件及び「主任介護支援専門員に準ずる者」の要件の変更の内容の詳細について記載しています。保健師に準ずる者については、「高齢者の公衆衛生に関する業務の経験を1年以上有する者」が追加されているということ、主任介護支援専門員に準ずる者については、「地域包括支援センターの設置者が策定する育成計画に基づき、地域包括支援センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言の下、将来的に主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上である者」こうした要件の方をセンターに配置することができる、という内容です。

3ページ目をご覧ください。育成計画の詳細について、条例の改正と併せて施行規則を改正する形で定めています。具体的な内容としては資料記載のとおりです。なお、育成計画の中で記載を求める項目については、国が定めているものであり、本市独自の設定ではありません。

4ページ目をご覧ください。これらの基準緩和について、「運営協議会で必要と認める場合」というふうに定められており、今後どういった場合に適用するかという運用について、本日皆様からご意見いただければと考えています。

まずは、市の基本的な考え方を先にお示しさせていただきたいと思います。本市では平成18年のセンター設置以来、運営法人様の多大なる協力を得ながら、今日まで全てのセンターで三職種配置という体制を維持してきました。これは、質の高いサービス提供を目指してきたひとつの結果であるため、今後も維持していきたいと考えています。また、基準緩和の適用については、実際に職員の配置が困難になったセンターだけでなく、その他のセンターを含めた全体像を踏まえつつ適用の可否について検討していくべきではないかと考えています。

これらを踏まえ、提案させていただきたいのが、「引き続き常勤職員の配置及び圏域単位の三職種の配置を原則とし、職員の欠員が継続し、確保が困難である」場合について、特例的に適用するという方針です。また、特例の適用については原則1年限りとし、特例適用を継続する場合は法人様より個別の協議をいただき、この運営協議会の場で諮るという形をとりたいと考えています。この運用方針について、ご意見を伺いたいと思います。説明は以上です。

（仁科委員長）

本件についてご意見等あればお願いします。

（佐々木委員）

現在のセンターでは、三職種ひとりずつ配置のところが多いのか、複数配置となっているところが多いのか確認させてください。ひとりずつの配置だと、何かの拍子で欠員が生じるというリスクは高いと考えますが。

（事務局：矢野係長）

本市の現状というところのお尋ねをいただきました。現在、配置基準上、圏域の高齢者人口が3,000人以上6,000人未満で三職種を1名ずつ配置するということになっています。ふれあいの里地域包括支援センター、後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センター、弓浜地域包括支援センターについては6,000以上の圏域人口規模になるので、複数配置となっています。

また、淀江地域包括支援センターについては圏域高齢者人口が3,000人を切っている関係で2名の配置基準となっていますが、実態としては三職種を揃えていただいています。それ以外の包括については1名ずつ配置されているという状況です。

（前田委員）

本法人では、健康運動指導士でケアマネの資格を有している者について、今後、3センターで行き来をするという形を取りたいと考えているのですが、今回の基準緩和による常勤換算法との適用対象となるのでしょうか。

（事務局：矢野係長）

ケアマネの配置基準については、現在の基準において既に常勤換算法の適用を行っています。

（仁科会長）

その他特に意見がなければ、今日は議題も多いので次の議題に移ろうと思います。

（事務局：矢野係長）

それでは、ご提案させていただいた内容で運用させていただこうとします。来年度以降の運営協議会の場でも、経過や現状について改めてご報告させていただきます。

（２）米子市地域包括支援センターの業務効率化の推進について

（仁科委員長）

議題２「米子市地域包括支援センターの業務効率化の推進について」事務局から説明をお願いします。

（事務局：矢野係長）

資料２をご準備ください。これまでこの運営協議会の場合でも、センターの業務効率化を推進していく必要性についてお話をさせていただいていたところですが、今後の具体的な方針についてご説明させていただきたいと思います。

１ページ目、前段として、実際にセンターにこういった実態があるのかというところを見る形にする必要があると考え、今年度タイムスタディ調査を実施しました。全職員を対象に、資料記載の期間で実施させていただきました。使用したツールは（株）最中屋の「ハカルト」です。こちらは、ワンタップで業務時間が自動集計されるツールです。

センターが実施する業務のうち、市民に直接的に実施するものを「直接支援」、それ以外の事務作業などを「間接支援」として区別しました。個別の詳細な業務の振り分けについては資料記載のとおりです。集計にあたっては、各センターにおける入力データが不十分な日付を除外し、信頼性の高いデータのみを分析対象とし、単日平均に換算した上で、各業務の時間割合を算出しました。今回の調査では、有効率 62%という結果となっています。

資料２ページについては、直接支援と間接支援の割合の結果を掲載しています。いずれのセンターでも、間接支援の割合が非常に多い傾向にあります。続いて３ページ目は、直接支援のうちこういった業務の割合が多かったかという内容です。相談支援、会議のウエイトが高い傾向が見受けられました。４ページ目は、間接支援の内訳。いわゆる「その他の間接支援」といったところがいずれの包括でも多かったです。それ以外の業務の割合については大きな特徴などはみられませんでした。５ページ目以降は、間接支援のウエイトが多かったということ踏まえ、間接支援のうちのいくつかの個別の業務について、こういった時間帯で業務量が増えるかという推移です。ちなみに、ここから先のページについては、人数が多いセンターほど高い数値が出ますので、センター間の比較ではなく、折れ線の山の動きに注目いただきたいと思います。５ページ目の「記録」については、夕方の時間帯以降に業務が集中する傾向にあり、おそらく出先から事務所に戻って記録作業をするといったことがあるのではないかと推察されます。続いて６ページ目の「移動」については、この集計だけでは特徴が掴めませんが、前の５ページと組み合わせると丁度折れ線の動きが連動しているように見受けられます。よって、事務所に移動して作業する、といった動きが掴めます。７ページ目の「連絡調整」については、昼と夕方の時間帯に集中しているという特徴があります。これは、おそらく相手方の連絡のつく時間帯が限定されており、尚且つ、電話をかけているのではないかと推察しています。

これらの特徴を踏まえ、8ページ目をご覧ください。まず総論として、間接支援のウエイトが高いため、ここが効率化すると、全体への影響が大きいのではないかと考えています。特に割合の高かったものについて個別に見ていくと、記録については間接支援の約3割を占めており、尚且つ事務室でないと作業ができません。移動については、事務作業のための移動もある、つまり、出先では作業ができないといったことが浮かんできます。連絡調整については特定の時間帯に作業が集中しています。

これらを踏まえた方針として、事務局としては、時間や場所を選ばない業務実施体制の構築がセンターの業務効率化につながるのではないかと考えています。例えば、外出先でも記録作業ができるということだったり、連絡調整について相手の都合等に関わらずいつでも情報の共有や照会の仕組みづくり、その他にも、関係機関との書類提出等の手続きの電子化やWEB会議の実施体制などを充実させていくと、出先でも会議等に参加できるなどといったことが可能になるのではないかと考えています。

具体的な取組の候補としては、携帯できる端末の包括への配備、連絡調整についても相手の受電を必要としないLINEWORKSの導入や複数のグループで一斉に連絡や照会などがかけられる電子連絡帳の導入、また、現在電話照会に対応している認定情報について、各センターがオンラインで照会をかけることができる共有システムの導入や、現在も取り組んでいるケアプランデータ連携システムの普及促進を継続的に図っていくことや、センターと市の間でやりとりをさせていただく各種届出や申請の電子化、外出先でもWEB会議に対応できるツール、例えばポケットWi-Fiなどの配備とか、そういったことを挙げています。

あくまで現時点での候補としてご紹介させていただきましたが、事務局としては、これらについて今後全般的に取り組んでいければと考えています。説明は以上です。

(佐々木委員)

是非皆の負担を軽減するために推進してほしいと思います。ひとつ質問ですが、他のSNSツールではなくLINEWORKSを候補とされている理由がありますか。また、センターだけでなく、市とその他の関係機関との間でのやりとりについても共有ツールの導入について検討いただきたいと思います。医療ではバイタルリンクを使用していますが、市役所では組織として許可が下りないときいています。よって、情報共有のために参集しないといけないということが多々あります。市役所全体で、もっとこういったことを推進していただかないといけないと感じています。

(事務局：矢野係長)

LINEWORKSを候補としている理由についてですが、ひとつはセンターと利用者家族間の連絡調整で使用できないかと考えておりました。そうしたときに認知度や馴染みでいうとLINEが高いのではと考えたからです。もうひとつ、市の内部の連絡調整で既にLINEWORKSを導入している関係で、基本的な運用の方針や、利用に際してのルールなど、そういった

ところが内部で既に整備されているということから、準用・導入が比較的スムーズにできるのではないかとというのが主な理由です。

（佐々木委員）

ありがとうございます。LINEWORKS、市役所内部で動いているということであれば、外部との連携も、全部とは言いませんが、ある程度公的な機関との間の導入について検討してもらえるともっと連携がスムーズになると思います。

（吉野委員）

頑張って調査をされて、非常に良いデータが取れているのではと感じます。全体的に進めていくべきだと思うのですが、1点気になるのが、間接支援のうちの「その他の間接支援」が非常に多く、且つセンターで割合にばらつきがあるということです。ここが包括にとってどの程度重要なものなのか。効率化の納得感という観点では、業務効率化の先で何を指すのか、あるいは充実させていくのかというところの市の考え方をもう少し打ち出すとより良いことになるのではと感じます。

（事務局：矢野係長）

間接支援のうちの「その他の間接支援」の詳細についてはもう少し見ていく必要があると感じています。改めて詳細なタイムスタディ調査を行うというのもひとつの候補ですし、そもそもの業務の量に差があるのか、あるいは工程数みたいなものに差があるのか、そのあたり現時点では推測の域を出ないのですが、可能性としてはあるように考えています。作業の標準化みたいなものも視野に入れていく必要があるのではということですね。

業務効率化の先に何を指すのかというところは、市から一方的に打ち出すのではなく、センターの職員とも対話して明確化していきたいと考えますが、基本線としては一人一人の利用者や住民によりしっかりと対応することができるといった質の向上の面、また、本市では高齢者数がまだ今後増加が見込まれている中で、限られた人材でどう業務を回していくかという、将来的な量の捌きの面があると思っています。

日頃、センター職員へのヒアリング等を行っている中では、もう少し地域に出ていく時間や、新たな資源開発に時間を割きたいという声もきいています。引き続きセンターと連携して、目指す姿を整理していきたいと思っています。

（遠藤委員）

地域に出ていくということですが、個人的な印象として、一昨年くらいまでは包括が地域によく出てきてくれたんです。それも、地域包括支援センターをもっと知ってもらいたいということで、認知症のタッチパネルを持って来て、それを活用して相談を受けていくという形をとっておられたんですが、徐々にそういったツールも持ってこられなくなり、そのうちに段々来られなくなったということがあります。

そこでセンターに理由を尋ねてみたところ、あのタッチパネルはセンターに配備されているのではなく、市から貸出をしてもらっているものだと言ひまして。そのあたりの手間もあつたのかなと推察しています。なので、地域に出たいという思いは持っておられても、現実そうならない要因もあるのではないかと感じます。

（佐々木委員）

吉野委員の言われた間接支援のうちの「その他の間接支援」について、また調査するというのもひとつですが、センターに尋ねてみれば良いのではないですか。あと、効率化の先で何を求めるかというところで、センターは業務時間外の対応も多いのではないかと感じます。そういったことが減ってこない、人材も集まってこないのかなと思うと、時間外の実態とか、そういったことも把握されると良いのではと思います。

（永見委員）

リハビリ職種としてできることが何かないかと考えています。専門職の助言によってもっと包括の業務がスムーズになるとかそういったことがあれば、是非活用についてご相談いただきたいと思います。

（土中委員）

資料記載の取組候補について、予算化の状況や優先順位について教えていただきたいです。

（事務局：矢野係長）

候補のうち、認定情報共有システムの導入については予算措置が済んでおり、最初に着手することになる見込みです。この照会に係る対応はセンターと市の双方にとって負担となっていることも踏まえると、効率化の影響は大きいと踏んでいます。

（生島委員）

今回のタイムスタディ調査で職種ごとの分析がないのは理由がありますか。

（事務局：矢野係長）

データとしては持っています。もっと言うと、職員ひとりひとりの詳細なデータを持っていますが、今回は、ある程度全体共通的な部分についてまずご提案させていただければということで、資料には掲載をしていません。

(生島委員)

おそらく事務局の方で今回はある程度の見当をつけるということを目的とし、ある程度
の見当がついたということですね。仕組みで解決できることはどんどん仕組みで解決して
いくべきだと思います。

一方で、モバイルバッテリーとポケットWi-Fiがあれば移動車の中でセンターの職員が
WEB 会議をするかという、そこは教育みたいなものも必要になってくるのではないかと
思います。データを活用つつ、センターにヒアリングを行うと更に取組が加速するのでは
ないかと感じます。

(石田委員)

認定情報共有システムの詳細について伺いたいです。また、これは居宅にも導入効果が
あるのではと考えますが、そのあたりの方針は如何でしょうか。

(事務局：矢野係長)

認定情報共有システムについては、介護情報基盤の活用などではなく、本市独自のシス
テムを導入する方向で考えています。オンライン上で ID とパスワードを入力し、対象者
の被保険者番号で照会をかけるという形を予定しており、居宅についてもある程度同時進
行的に導入したいと考えています。

(石田委員)

導入は、認定調査事務全体への好影響があるのではないかと思います。事務局でも照会
に対応する時間が削減すると、その分調査に回す時間ができ、認定調査の遅れ自体の解消
に繋がるのではないのでしょうか。居宅への導入について尋ねたのは、センターだけで先行
導入をすると、問い合わせがセンターに集中するのではないかと懸念したからです。セン
ターと居宅の同時導入が望ましいと感じます。

(吉野委員)

石田委員の意見に賛成です。実際に 1 番使うのは居宅で、認定に係る作業や照会が 1 日
違うだけで全然違うことが沢山あると思います。事務局には、システム導入の効果を最大
限発揮することを考えてほしいと思います。

また、先程、間接支援のうちの「その他の間接支援」について触れたのは、ここにそれ
ぞれのセンターとして大事に考えていることが含まれているのではないかと感じたからで
す。これだけの割合を占めているということは、いたずらにやっているのではなく、重要
な要素が含まれているのではないかという気がします。

せっかくやった調査なので、効率化という観点だけでなく、例えば地域の関係者と話し
ている時間とか、何か重要な周辺部かもしれないという観点で、情報を精査すると良いの

ではないでしょうか。これまでの歴史というか、センターの取組の蓄積に関わる部分を浮かび上がらせるという、前向きな視点で見ていくことも必要ではないかと思います。

（石田委員）

1点情報共有させてください。老健のタイムスタディ調査をしたいと今考えている中で色々勉強をしたところ、1番取組の効果が出るのは「記録」だそうです。「記録」に関しては、施設でタイムスタディ調査をすると、同じ施設のフロアごとに全く違う結果が出るらしいんです。まず「記録」ピンポイントで振り返ると、実はこんなに違いがあるんだとか、そういうことが発見され、効率化の突破口になるようです。

今回こうした調査をされたということは大変素晴らしいので、まず今回の調査結果を最大限活かすという観点で、「記録」について、効率化できるシステムや、時間帯の工夫、書いてる中身について点検するとか、そういったことも良いのではないのでしょうか。

外部の研修でもそういった話があったので、この場で共有させていただきました。

（仁科会長）

業務の中には、逆に時間をしっかりかけて行うべきものもあると思います。センターの職員が、どこが煩わしい作業だと思っているのか、どこをICTで代替したいと感じているのか、現場の職員の声をききながら取り組んでいていただきたいと思います。

（3）包括的支援事業に係る業務評価の見直しについて

（仁科委員長）

議題3「包括的支援事業に係る業務評価の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

（事務局：矢野係長）

資料3をご確認ください。資料1ページ目ですが、本市では令和5年度からセンターの充実強化という観点で、包括的支援業務とケアプラン作成業務ごとに人員を配置しています。これに伴い、人員配置基準の見直しを実施し、職員の増員を行いました。運営法人様にも多大なる協力をいただき、現時点でほとんどの包括で新しい配置基準を満たしているという現状にあります。

この基準見直しの大きな目的は包括的支援業務の充実であり、これに伴いセンターの業務評価を導入することとしました。2ページ目に現在の評価指標を掲載しています。国が定めている指標をベースに、本市独自で策定しているものです。この評価の合計点数が80点に満たない場合、委託料を一部返還をいただくという形を現在としています。

3 ページ目には、現状と課題を記載しています。運用については記載のとおりで、令和 5 年度に委託料の返還の対象となる包括はありませんでした。この結果等を踏まえ、今後の運用について職員及び運営法人にヒアリングをしたところ、主に資料記載の意見がございました。この運営協議会の場でも、評価結果において「100 点」となっている点など、そういった面についても見える形になる評価が良いのではないかといったご意見をいただいたところです。

これらを踏まえ、4 ページ目ですが、やはりこの評価を何のためにするのかというところを改めて考えると、業務の質の担保。それにあたっては、評価が改善につながる、そういったサイクルが担保されないと、そもそも評価をする意味が薄れてくるのではと感じています。参考情報ですが、国の方でも同様の議論がなされており、国が定める評価指標も先般見直しが行われたところです。アウトプットやアウトカムの指標を設けていくという方向性が打ち出されています。

これらを総論して、5 ページ目になりますが、今後、委託の仕様上の業務がどの程度実施されたかという「各業務の達成状況の確認」と、「業務評価」については切り分けていきたいと考えています。また、業務評価については国の指標を活用していき、尚且つ評価が単発的なものとならないよう、来年度より市に配置する「地域包括支援センター統括マネージャー」が総括を行い、具体的な改善につなげていくというサイクルで実施したいと考えています。

「各業務の達成状況の確認」の確認は今後も実施しつつ、評価とは結びつけない形をご提案したいと考えています。

6 ページ目に方針の概要を掲載しています。現在、実施回数の確認と評価を一括して行っているものを今後は切り分けて実施したいという内容になります。説明は以上です。

(生島委員)

難しい質問になるかと思いますが、評価はやはり減点方式しかないのでしょうか。どうしてもマイナス思考になりがちなのかなと思うんです。センターの基本的な委託料が安いという意見もこれまでにあったかと思いますが。例えば政策提言などについては、インセンティブがあっても良いのではないのでしょうか。そういった仕掛けがあっても良いように感じるますが、事務局の見解は如何でしょうか。

(事務局：矢野係長)

これまでも、インセンティブ的な視点については議論としてはあったところですが、現時点で導入の予定はございません。これは最終的な結論というよりは、もう少し他市の状況の情報収集や、研究が必要だと考えているという意味合いです。理由としては、地域包括支援センターにおいて、「何をするとプラスなのか」という、ここの定義をまずは明確化しないと、インセンティブの導入には至らないと考えています。まだ、本市としてそこ

の定義についてははっきりしたものを持っておりません。全国で優良とされる事例なども含め、引き続きリサーチが必要だと感じています。

また、基本的な委託料の適正性については、別問題だと考えています。不足部分をインセンティブで埋めていくという考え方ではなく、実際問題として不足があるのであれば、それは全体的且つ基本的な方針として引上げていくという対応が必要だと考えます。

（生島委員）

承知しました。評価の意図が包括に正しく伝わっているのかといったことも重要だと感じます。何のためにこれらの業務をしているのか、例えばアウトリーチなども、訪問して終わりではなく、その後が重要ですね。そのあたりも重視していける仕組みが必要だと感じます。

（佐々木委員）

確認ですが、現在の評価指標も国の指標を採用しており、来年度以降も引き続き国の指標を採用するということでしたか。

（事務局：矢野係長）

説明が不足していたかと思います。現在の指標は、国の指標を参考にはしていますが、国の指標そのものを使用しているわけではありません。市が独自に作成しているものであり、国の指標から引用している項目もあれば、本市オリジナルの項目も入っているという形です。来年度以降は、国の指標をそのまま使うという形を予定しています。

（仁科会長）

評価が二つに分かれることで、現場の負担につながる可能性はないのでしょうか。

（事務局：矢野係長）

ないと考えています。委託の仕様上の業務がどの程度実施されたかという「各業務の達成状況の確認」については、毎月各センターから受けている報告の中で把握させていただくことになる見込みですし、また、評価については、むしろ現状の方が、国の評価もあり、市の評価もあり、二つの評価作業をしていただいているという形です。これらが一本化されるので、現場の負担としては軽減されるのではと考えています。

（仁科会長）

長寿社会課と現場が対話する機会というのはどれくらいあるのでしょうか。

(事務局：矢野係長)

本市ではヒアリングという形で、年間２回～３回、全てのセンターに対して実施しています。地域包括支援センター統括マネージャーを配置した後も、同様の頻度で現場との対話を継続していきたいと考えています。

(４) 地域包括支援センターの圏域再編の進捗について

(仁科委員長)

議題４「地域包括支援センターの圏域再編の進捗について」事務局から説明をお願いします。

(事務局：矢野係長)

本市で現在取り組んでいる地域包括支援センターの圏域再編の進捗についてご報告させていただきます。現在７箇所設置しているセンターについて、日常生活圏域ごとの設置を目指していきたいという方針で取り組んでいるものです。

まずは資料１ページ目、３圏域についてご報告させていただきます。当該３圏域については現在「ふれあいの里地域包括支援センター」を設置しているところですが、東山圏域については米子市社会福祉協議会が継続受託し、所在地は現在と変更ありません。福生圏域と福米圏域については公募型プロポーザルを実施し、社会福祉法人真誠会が受託することとなりまして、所在地については記載の内容で予定しています。また、これら３センターについて、全て４月１日からの開所を予定しています。

続いて後藤ヶ丘・加茂圏域について、こちらは現在２圏域について一つのセンターで担当いただいているというところで、現在の拠点は後藤ヶ丘圏域にございます。よって、加茂圏域に新たに拠点を設ける必要があるのですが、拠点の確保に時間を要しておりまして、令和７年度上半期中を目途に設置の方向で現在運営法人と調整しています。

続いて弓ヶ浜・美保圏域について、こちらでも現在２圏域について一つのセンターで担当いただいております。現在の拠点は美保圏域にあります。当該圏域の方針については、この再編整備について構想した時点と比較し、美保圏域の人口に大幅な減少がみられます。具体的には、圏域の高齢者人口が３,０００人を割り込んでくるため、仮に現時点で拠点を切り分けた場合、当初の予定より美保圏域は小規模のセンターとなります。こうした実態を踏まえ、当該圏域については今後人口の動向について注視していくべきと考えており、当面の間現在の形を維持したいと考えています。また、その間の取組として、拠点が無い弓ヶ浜圏域の利便性向上に向けた体制を整備したいと考えており、弓ヶ浜圏域に、弓浜地域包括支援センターのランチの設置を令和７年度上半期中に予定したいと考えています。これは、今後弓ヶ浜圏域の住民の方はランチを利用しなければなら

ないといったことではなく、引き続き現在の弓浜地域包括支援センターを利用いただくことは可能でありながら、より身近な場所でも相談いただける体制について充実強化するというものです。

３ページ目、地域包括支援センター統括マネージャーについてです。専門的知識経験を有する候補者１名について、令和６年１２月に選考面接を実施し、令和７年１月に採用決定を行いました。令和７年４月１日より市長寿社会課に配置予定としています。業務内容としては資料記載のとおりで、４ページ目にはこの統括マネージャーの今後の取組の構想を記載しています。

今後、１月１６日開催の米子市議会閉会中委員会においても、本件について報告する予定としています。説明は以上です。

（生島委員）

基本的な方針については異論ありません。地域包括支援センター統括マネージャーはどのような職域能力を優先して採用したか教えてください。

（事務局：矢野係長）

ひとつは、センターの業務経験が十分にあるということ、それから、本市の地域包括支援センターは非常に大所帯になっているところを踏まえ、これらの職員一人一人に対する指導助言を行うにあたり、人材育成やマネジメントの経験があるということ、そういった点を重視して候補者を選定しました。

（生島委員）

雇用は中長期的な形ですか。

（事務局：矢野係長）

単年度ということではなく、ある程度の期間の配置という形で予定しています。

（生島委員）

職域上、この人がいなくなると一気に質が下がるというリスクがあるように感じます。人材育成などが肝要になってくるのではないのでしょうか。

（佐々木委員）

これは公募されたのですか。それ以外の形式ですか。

（事務局：矢野係長）

今回公募という形はとっていません。こちらで候補者を選定し、適性について審査するという流れで実施をしました。

(佐々木委員)

生島委員が仰るとおりで、この人がいなくなるとどうなるんだろうということになってもいけないので、市として業務を丸投げといった形でなく、しっかりとサポートしていくことが必要だと感じます。

(仁科会長)

業務が多岐にわたる印象ですが、配置人数は1名ですか。

(事務局：矢野係長)

1名です。

(仁科会長)

増員の予定はありますか。

(事務局：矢野係長)

当面1名として考えています。従事していただく中で、その先の体制としてどういったものが相応しいかということは、今後継続的に考えていくことになると思います。

また、事務局としては、業務の丸投げになるような形は勿論想定しておらず、これまでの知見を活かした助言などで主に力を発揮していただきたいと考えています。逆に言うと、これまで事務局の体制としてはそこが弱かった部分だと思っています。市の職員は人事異動もありますし、必ずしも高齢者福祉や地域包括支援センターに詳しい職員が配置されるといったこともないので。こうした知見や経験のある人材と、行政職員がいればタッグを組む形で、しっかり対応していきたいと考えています。

(吉野委員)

時間もない中なので、1点だけ質問を。今回の再編の構想は、センターが地域に分散するという、ある意味元々の形に戻すということでもあり、良いことだと思います。統括マネージャーができて全体的な部分を把握していくという方向も良いと思います。

今私たちが感じているのは、色々なことが介護保険だけで解決ができなくなっている中、これは社会の状況により家族の在り方なども変わってきていることがあります。今まで米子市が進めてきている「えしこに」などの重層の取組と、今回再編される地域包括支援センターとの関りがどのようになっていくのか、ということです。

地域包括支援センターは高齢者や介護保険だけに限定し、それ以外は重層で考えていくのでしょうか。行政は縦割りだと言われればそれまでですが、そのあたりがどうしても見えないですね。

例えば認知症ひとつをとっても、その範囲が広がっています。従来の考え方だけでは対応が難しい。介護保険以外の、暮らしの部分や、地域との関りの部分、地域包括支援センターにそういう問題を持ち込んでいくことが可能ということで良いのでしょうか。

ここは介護保険事業計画の策定委員会の中の運営協議会の場合なので、そこで今回こうした方針が出てくることは良いことだと思うのですが、地域の実態との兼ね合い。このあたりの、現時点での市の考え方についてお聞かせ願いたいです。

（事務局：矢野係長）

本件については、この後課長の方からもお答えさせていただきたいと思います。いち担当者としては、センターの再編整備が上手くいけばこれでよし、ではなく、この動きを踏まえて、改めて全体像を振り返る必要性はあると感じています。

（事務局：足立次長）

只今、吉野委員から、えしこにの話が出ました。本市では元々、現在のえしこにが1号店で、2号店、3号店・・・という構想があったところですが、現在は、えしこにそのものを充実するという形で、今年度より機能強化を図っているところです。

改めてえしこにの役割と、地域包括支援センターが受け持つ役割についてということだったり、関係機関同士の連携の在り方など、新年度に向けて考えていきたいと思えます。センターが対応する案件は、高齢者だけでなく、子どもや障がい絡む内容も、実態としてあります。一方で、地域包括支援センターが全てをオールマイティーに対応できるというものでもありません。もう少し整理していきたいと考えています。

（仁科会長）

それでは以上をもちまして、令和6年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終わります。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

閉会（午後8時30分）